

令和7年度 広島支部保険料率等について



今後の運営委員会・支部評議会のスケジュール

	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
運営委員会	9/12			12/2	12/23	1/29	(2/19)	3/21	
				事業計画(R7年度)					
				予算(R7年度)					
				インセンティブ制度: R5年度実績の評価					
	平均保険料率			都道府県単位 保険料率					
	・論点 ・5年収支見通し			・評議会における 意見の報告	・平均保険料率 の決定	・都道府県単位 保険料率の決定 ・支部長意見		(保 険 料 率 の 広 報 等)	
支部評議会		平均保険料率			都道府県単位 保険料率				
		支部事業計画・ 支部保険者機能強化予算の 事前意見聴取		支部の事業計画(R7年度)					
				支部の予算(R7年度)					
					インセンティブ制度 R5年度実績の評価				
国・その他		社会保険 適用拡大の施行		健康保険証 発行終了					
	令和7年度薬価改定 分析・調査・検討				薬価改定の 骨子案 とりまとめ				

平均保険料率（医療分）について

これまでの議論の経緯

- ◆ 令和7年度の保険料率については、「保険給付費の増加が見込まれること」「団塊の世代が後期高齢者になったことにより後期高齢者支援金の短期的な急増が見込まれ、その後も中長期的に高い負担額で推移することが見込まれること」「短時間労働者等への被用者保険適用拡大により財政負担が生じるおそれがあること」「保険料収入の将来の推移が予測し難いこと」「赤字の健保組合の解散が協会けんぽ財政に与える影響が不透明であること」等を踏まえ、運営委員会において議論が進められた。
- ◆ 令和5年12月4日 運営委員会 北川理事長発言要旨：「できる限り長く、現在の平均保険料率10%を超えないようにしていきたいと考えており、協会けんぽの財政については、中長期で考えていくことを基本スタンスとして取り組んでまいりたい。」
- ◆ 昨年10月開催の支部評議会においても、令和7年度平均保険料率について議論していただいた。
各支部から提出された評議会における平均保険料率に対する意見の概要は以下のとおり。

<各都道府県支部評議会意見>

令和7年度平均保険料率について

※（ ）内は昨年の支部数

- | | |
|-----------------------|---------------|
| ① 平均保険料10%を維持すべきという支部 | 36 支部 (40 支部) |
| ② ①と③の両方の意見のある支部 | 10 支部 (6 支部) |
| ③ 引き下げるべきという支部 | 1 支部 (1 支部) |

政府予算案を踏まえた収支見込（令和7年度）の概要について

協会けんぽの収支見込（医療分）

（単位：億円）

		2023(R5)年度	2024(R6)年度		2025(R7)年度		備考
		決算 (a)	直近見込 (2024年12月) (b)	2024-2023 (b-a)	政府予算案を 踏まえた見込 (2024年12月) (c)	2025-2024 (c-b)	
収 入	保険料収入	102,998	106,372	3,374	107,774	1,402	2012-2024年度保険料率： 10.00% 2025年度保険料率： 10.00%
	国庫補助等	12,874	11,619	▲ 1,255	11,919	300	
	その他	233	202	▲ 31	269	67	
	計	116,104	118,193	2,089	119,963	1,770	
支 出	保険給付費	71,512	72,767	1,255	73,757	991	
	前期高齢者納付金	15,321	12,863	▲ 2,458	12,859	▲ 4	
	後期高齢者支援金	21,903	23,332	1,429	24,831	1,499	
	退職者給付拠出金	0	0	▲ 0	-	▲ 0	
	病床転換支援金	0	0	▲ 0	0	0	
	その他	2,705	3,742	1,037	3,914	172	
	計	111,442	112,704	1,262	115,362	2,658	
単年度収支差		4,662	5,489	827	4,601	▲ 888	○ 2025年度の単年度 収支を均衡させた 場合の保険料率： 9.57%
準備金残高		52,076	57,565	5,489	62,166	4,601	
※(内数)		8,745	8,867	122	9,044	177	

※ 法令で確保することが義務付けられた準備金（医療給付費等の1か月分相当）

注）上記収支見込は国の特別会計を含む合算ベースである。端数整理のため計数が整合しない場合がある。

政府予算案を踏まえた収支見込（令和7年度）の概要について

政府予算案を踏まえた2025（令和7）年度の収支見込は、平均保険料率を10%で維持する前提のもとで、収入（総額）が12.0兆円、支出（総額）が11.5兆円と見込まれ、単年度収支差は4,601億円の見込み。

1. 収入の状況

収入（総額）は、2024（令和6）年度（直近見込）から1,770億円の増加となる見込み。

➤ 「保険料収入」について、主に標準報酬月額増加により1,402億円増加する。

2. 支出の状況

支出（総額）は、2024年度（直近見込）から2,658億円の増加となる見込みで、主な要因は以下のとおり。

➤ 「保険給付費」について、加入者1人当たり医療給付費が増加すること等により991億円増加する。

➤ 「高齢者医療への拠出金等」について、団塊の世代が後期高齢者になったことによる影響等で、後期高齢者支援金の概算額が増加すること等により1,499億円増加する。

3. 収支差と準備金残高

2025年度の「収支差」は、2024年度（直近見込）より、888億円減少して4,601億円になる見込み。

（収支均衡料率は、9.57%の見込み。）

2025年度末時点の準備金残高は6.2兆円の見込み。



中長期にわたり財政を安定させるための準備金

- できる限り長く、現在の平均保険料率10%を超えないように、中長期の視点で財政運営を図るためのもの

《協会けんぽの今後の財政の見通し（2033年度まで）》

- ① 協会加入者の平均年齢上昇や医療の高度化等により保険給付費の継続的な増加が見込まれる

（2025年度から2033年度までの）2024年度比増加額の累計の見込み：約 **7.3** 兆円（※）

- ② 団塊の世代が後期高齢者になったことにより後期高齢者支援金の短期的な急増が見込まれ、その後も中長期的に高い負担額で推移することが見込まれる

（2025年度から2033年度までの）2024年度比増加額の累計の見込み：約 **2.5** 兆円

※）国庫補助額（16.4%）を含む累計額

注）2034年度以降も保険給付費等の増加分は継続的に発生

中長期の見通しを考える上で、大きな景気変動による保険料収入減少など、非常時・大規模リスクもあり得ることに留意が必要

例）・新型コロナウイルス感染症の影響による

保険料収入の減（2020年度保険料収入に係る予算額と決算額の差）：約**0.6**兆円

医療給付費の増（2020～2022年度の新型コロナウイルス感染症関連医療給付費）：約**0.4**兆円

・リーマンショック（2008年秋）の影響による保険料収入の減（2007年度と2009年度の比較）：約**0.3**兆円

法令で確保することが義務付けられた準備金

《医療給付費等の1か月分相当》

短期的な資金繰りに充てるための運転資金や、季節性インフルエンザ等の流行による一時的な医療給付費の増などのリスクに備えるためのもの

2023年度末の準備金残高

約

5.2

兆円

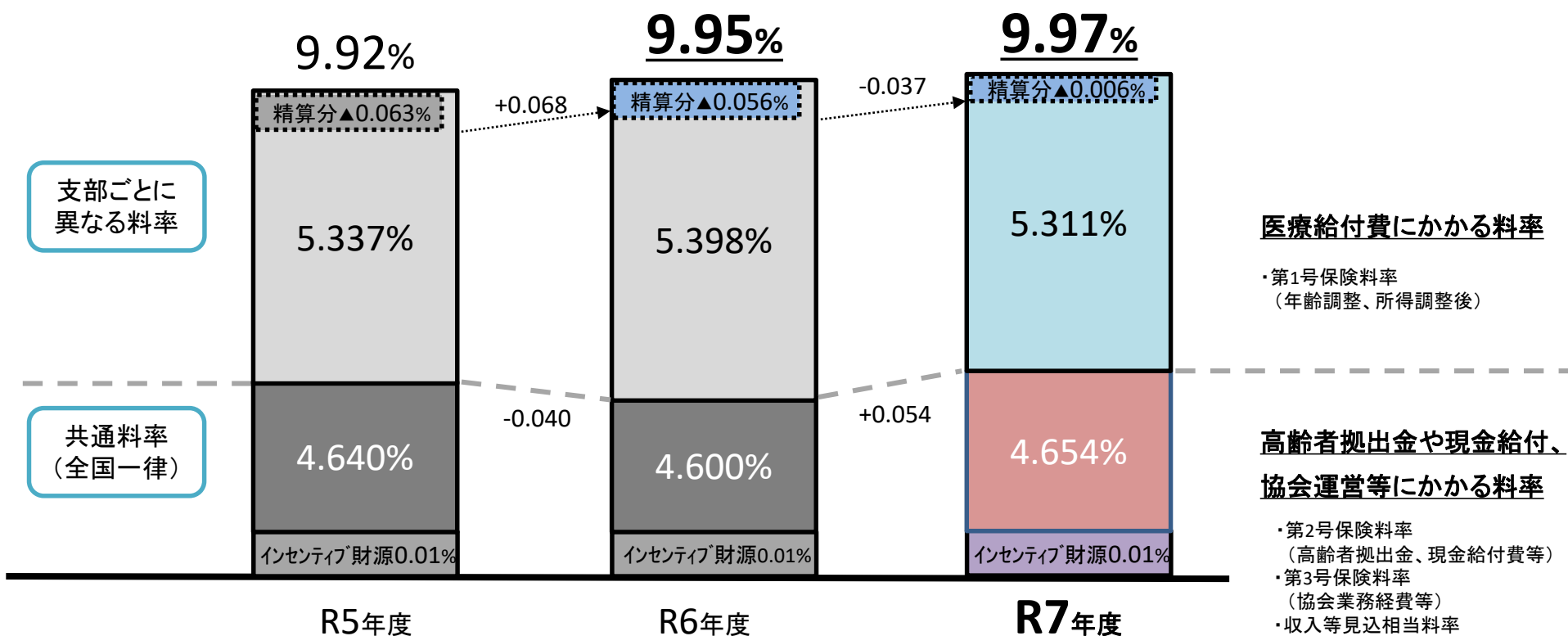
約
4.2
兆円

約
1.0
兆円

令和7年度広島支部保険料率（医療分）について

広島支部の健康保険料率(令和7年度)は、9.97%となる見込み

- 都道府県単位保険料率は、「支部ごとに異なる料率」と全国一律の「共通料率」から構成される。
- 広島支部の保険料率(令和7年度)は、前年度から0.02pt増加の見込み。これは支部ごとに異なる料率(医療給付費にかかる料率、インセンティブ分、令和5年度精算分)部分が0.037pt減少したものの、共通料率は0.054pt増加することにより起因する。



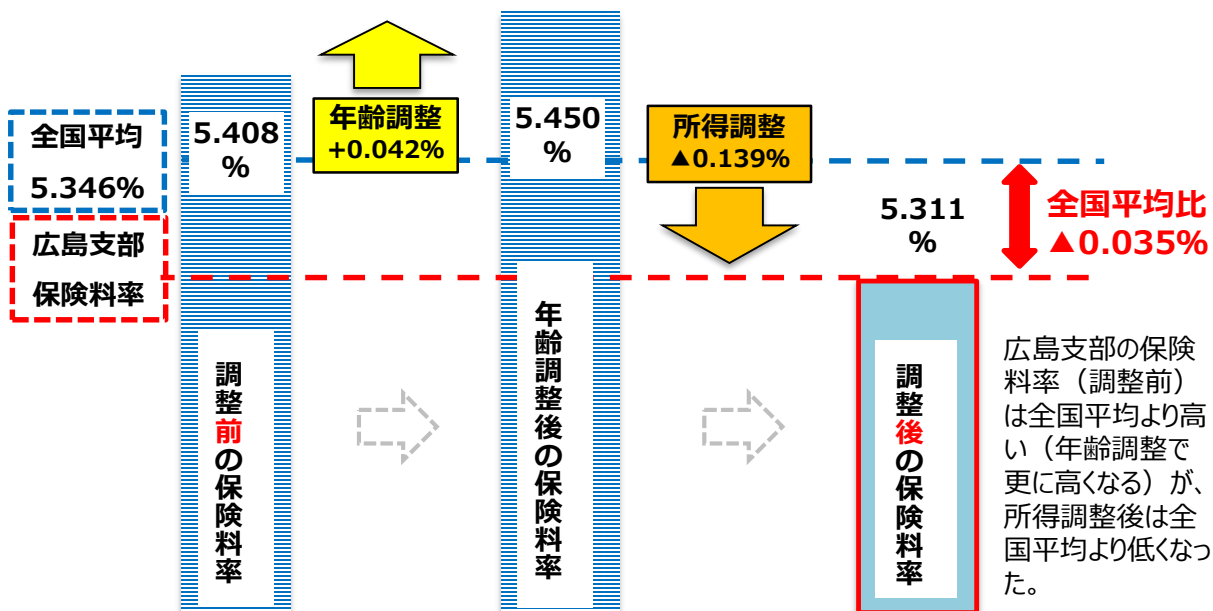
※端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

協会けんぽの都道府県単位保険料率の設定のイメージ

都道府県単位保険料率では、年齢構成の高い県ほど医療費が高く、保険料率が高くなる。また、所得水準の低い県ほど、同じ医療費でも保険料率が高くなる。このため、支部ごとの医療給付費にかかる部分は、都道府県間で年齢調整・所得調整を行う。

広島支部の設定イメージ（全国平均に比べ、若干年齢構成が若く、所得水準が低い）

①支部ごとの医療給付費にかかる部分



（分子） R7広島支部の医療給付費見込み
（分母） R7広島支部の総報酬見込み

②共通部分

各都道府県の保健事業等に要する保険料分を合算

後期高齢者支援金など全国一律で賦課される保険料分を合算

4.654%

③精算の部分

令和5年度の支部ごとの収支決算における収支差

▲0.006%

④インセンティブによる減算を反映

インセンティブに係る拠出 0.01%
インセンティブによる減算 ※広島支部は減算なし

最終的な保険料率

9.97%

全国平均比 ▲0.03%

令和7年度広島支部健康保険料率（内訳）

単位：％

		令和6年度	令和7年度	前年度差
第1号都道府県単位保険料率（A）		5.398	① 5.311	▲0.087
医療給付費 等	医療給付費/総報酬額	5.502	5.408	▲0.094
	年齢調整	0.042	0.042	0.000
	所得調整	▲0.146	▲0.139	▲0.007
第2号都道府県単位保険料率（B）		3.948	3.906	▲0.042
現金給付費、前期高齢者納付金、後期高齢者支援金、インセンティブ制度の財源拠出 等	インセンティブ分以外（全支部共通）	3.938	②b 3.896	▲0.042
	インセンティブ分 ※財源拠出分	0.010	④ 0.010	0.000
第3号都道府県単位保険料率（C）		0.680	0.784	0.104
業務経費、一般管理費、準備金積立て、前々年度の支部の収支差 等	前々年度精算分以外（全支部共通）	0.680	②c 0.784	0.104
	前々年度精算分 ※収支差プラスの場合0	0.000	③ 0.000	0.000
収入等見込額相当率（D）		0.075	0.032	▲0.043
日雇特例被保険者保険料収入、雑収入 等	前々年度精算分以外及びインセンティブ分以外（全支部共通）	0.018	②d 0.026	0.008
	前々年度精算分 ※収支差マイナスの場合0	0.056	③ 0.006	▲0.050
	インセンティブ分 ※下位32支部の場合0	0.000	④ 0.000	0.000
広島支部保険料率（A+B+C-D）		9.95	9.97	0.02

※端数整理のため、計数が整合しない場合がある。 ②全支部共通部分：②b+②c-②d=4.654%

保険料納付額への影響について（月額）

例）標準報酬月額 300,000円×0.02%=60円（労使折半で30円）負担増

令和7年度都道府県単位保険料率における保険料率別の支部数（暫定版）

保険料率 (%)	支部数
10.78	1
10.47	1
10.41	1
10.36	1
10.31	3
10.25	1
10.24	1
10.21	1
10.19	1
10.18	1
10.17	1
10.16	1
10.13	1
10.12	1
10.11	1
10.09	1
10.03	2
10.02	1
10.01	1

22

保険料率 (%)	支部数
9.99	1
9.97	2
9.94	2
9.93	2
9.92	1
9.91	1
9.89	1
9.88	1
9.85	1
9.82	1
9.80	1
9.79	1
9.77	1
9.76	1
9.75	1
9.69	1
9.67	1
9.65	1
9.62	2
9.55	1
9.44	1

広島支部

25

令和7年度都道府県単位保険料率の令和6年度からの変化（暫定版）

令和6年度保険料率 からの変化分		支部数
料率（％）	金額（円）	
+0.36	+540	2
+0.28	+420	1
+0.25	+375	1
+0.24	+360	3
+0.20	+300	1
+0.19	+285	1
+0.18	+270	1
+0.16	+240	2
+0.15	+225	2
+0.14	+210	1
+0.10	+150	2
+0.08	+120	1
+0.05	+75	1
+0.03	+45	3
+0.02	+30	4
+0.01	+15	2
0.00	0	1

28

令和6年度保険料率 からの変化分		支部数
料率（％）	金額（円）	
▲0.01	▲15	1
▲0.02	▲30	2
▲0.04	▲60	2
▲0.05	▲75	2
▲0.06	▲90	1
▲0.07	▲105	1
▲0.08	▲120	1
▲0.09	▲135	1
▲0.10	▲150	3
▲0.12	▲180	1
▲0.13	▲195	1
▲0.18	▲270	1
▲0.20	▲300	1

18

広島支部

注1. 「+」は令和7年度保険料率が令和6年度よりも上がったことを、「▲」は下がったことを示している。

2. 金額は、標準報酬月額30万円の者に係る保険料負担（月額、労使折半後）の増減である。

<参考> 令和5年度の広島支部の収支（暫定版）

（百万円）

	全国計		広島支部	
	保険料率算定時の見込み	決算見込み	保険料率算定時の見込み	決算見込み
収入	9,974,382	10,321,146	260,103	262,884
支出	9,761,156	9,854,904	254,499	250,755
収支差（準備金）	213,226	466,243	5,604	12,129
全国平均分	—	466,243	—	11,974
地域差分	—	—	—	155

全国計の収支差（剰余金）に総報酬按分率（全支部の総報酬額に占める広島支部の総報酬額の割合）を乗じ、広島支部に振り分けられたもの

広島支部の収支差と全国平均分の差
 $12,129 - 11,974 = 155$

加入者1人あたり医療給付費の全国平均との差の実績が保険料率算定時の見込みから乖離した影響を表す

- 全国計の決算見込みの収支差を総報酬按分した場合、広島支部は収支差がプラスになった。
- 収支差の地域差がプラスとなっている都道府県支部では、医療給付費の増加が小さい傾向にある。

<参考> 令和5年度の広島支部の収支

	支部別収支差（地域差分） （a）	総報酬額（令和7年度見込） （b）	保険料率換算 （a） / （b） ×100
広島支部	155百万円	2,768,419百万円	0.006 %

- 令和7年度都道府県単位保険料率の算定においては、令和5年度の都道府県支部ごとの収支における収支差（地域差分）について精算する必要がある。当該収支差は、プラスの場合は収入に加算し、マイナスの場合は絶対値の額を支出に加算する。
- 令和7年度都道府県単位保険料率算定の際の精算に係る保険料率は、令和5年度の支部の収支差（地域差分）を令和7年度の総報酬額の見込額で除したものになる。

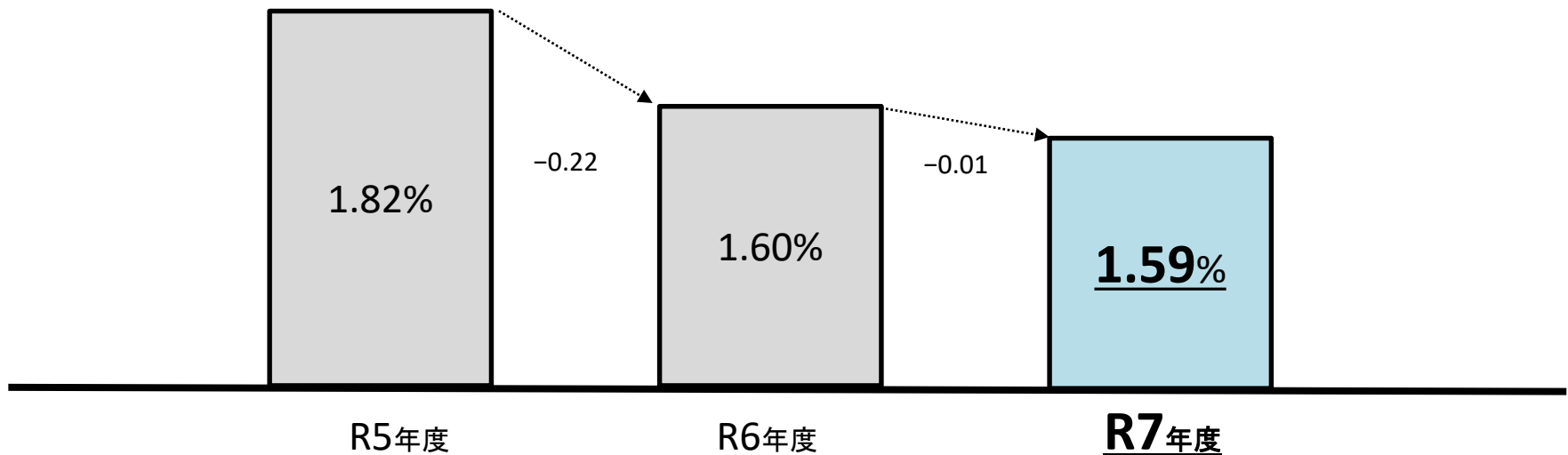
この結果、広島支部の令和7年度保険料率算定時には、令和5年度の収支差155百万円が収入に加算されることから、保険料率に対して0.006%の引き下げ要因となる。

介護保険料率について

介護保険料率(令和7年度)は、1.59%とする

- 介護保険の保険料率については、単年度で収支が均衡するよう、介護納付金の額を総報酬額で除したものを基準として保険者が定めると健康保険法で法定されている。
- 料率の変更は令和7年3月分(4月納付分)からとする。

$$\text{介護保険料率} = \frac{\text{介護納付金の額}}{\text{介護保険第2号被保険者(40歳～64歳)の総報酬額総額の見込}}$$



例) 標準報酬月額 300,000円 × 0.01% = 30円 (労使折半で15円) 負担減

※ 介護保険料: 40歳以上65歳未満の被保険者から徴収。

介護保険料率と介護納付金について

協会けんぽの収支見込(介護分)

(単位：億円)

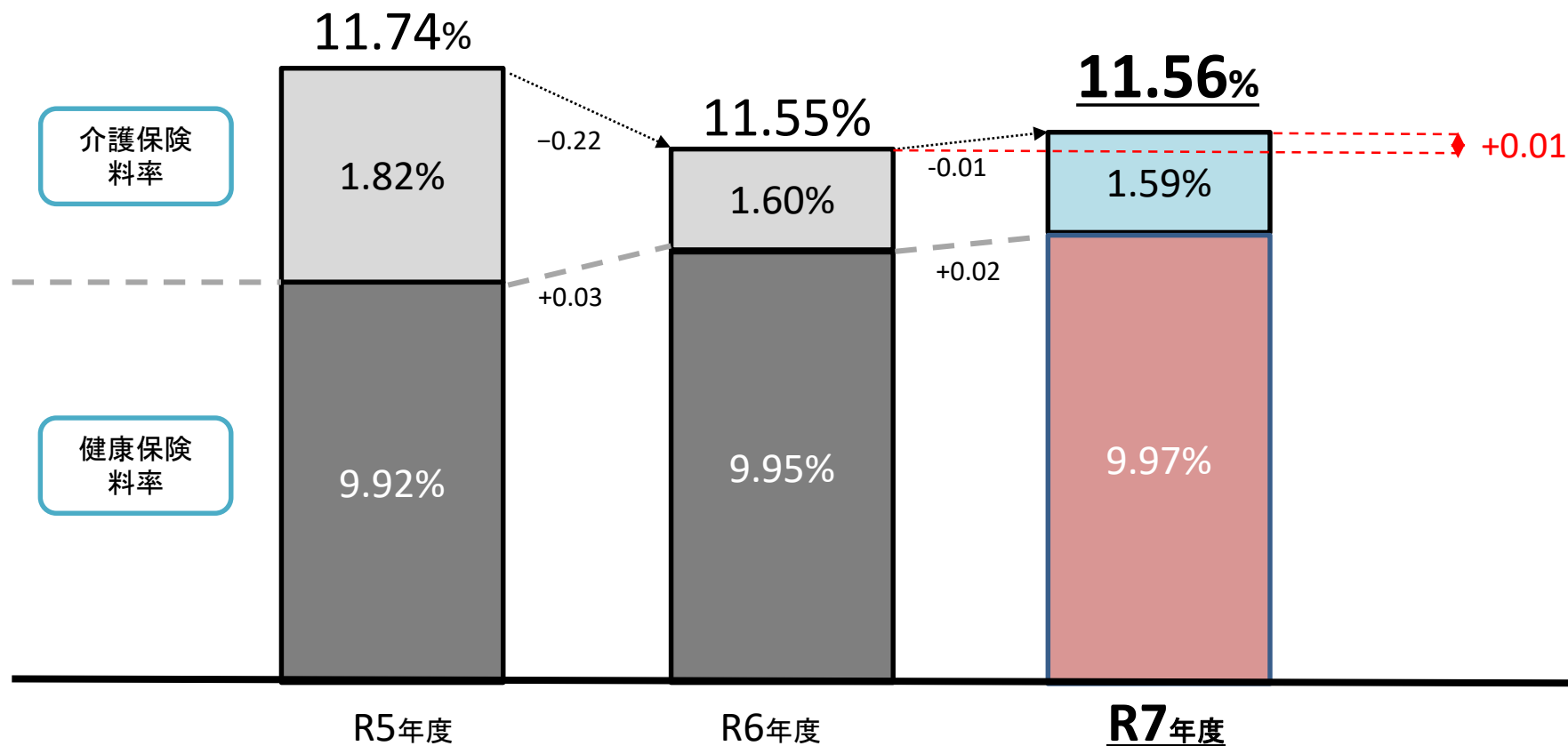
		2023 (R5) 年度	2024 (R6) 年度	2025 (R7) 年度	備考
		決算	直近見込 (2024年12月)	政府予算案を踏まえた見込 (2024年12月)	
収入	保険料収入	11,579	10,557	10,747	2023年度保険料率： 1.82% 2024年度保険料率： 1.60% 2025年度保険料率： 1.59% 納付金対前年度比 ⇒ + 126
	国庫補助等	0	1	1	
	その他	-	-	-	
	計	11,580	10,557	10,747	
支出	介護納付金	10,793	10,835	10,961	
	その他	0	0	-	
	計	10,793	10,835	10,961	
単年度収支差		786	▲ 278	▲ 214	
準備金残高		542	264	50	

注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

令和7年度広島支部保険料率について (医療分 + 介護分)

介護保険料率を含めた令和7年度広島支部の保険料率について

- 広島支部健康保険料率(令和7年度)は、前年度から0.02ptプラスの9.97%の見込みである。介護保険料率は前年度から0.01ptマイナスの1.59%であるが、その合計では前年度の保険料率を上回る。



例) 標準報酬月額 300,000円 × 0.01% = 30円 (労使折半で15円) 負担増

※ 介護保険料: 40歳以上65歳未満の被保険者から徴収。